

令和元年度第2回東久留米市地域公共交通会議 会議録

開催日時	令和元年6月25日(火) 10:30~11:50	
開催場所	東久留米市役所7階 702会議室	
出席状況	委員	藤井会長、新井委員、依田委員、梅本委員、有賀委員、番場委員、石川委員、鳥丸様(蛭間委員代理出席)、吉川委員、小原委員 (14名中10名)
	市	(事務局) 道路計画課長、道路計画課職員3名
	傍聴者	5名
次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 議事 (1) デマンド型交通(運行車両)の愛称募集、選定について (2) 運営項目について 4 その他 5 閉会	
議事録	<p>次第1 開会 会長が開会を宣言。要綱第5の5の規定により、本会議は成立していることを報告(14名中10名の出席)。</p> <p>次第2 会議録署名委員の指名 会長より会議録の署名委員を指名。</p> <p>次第3 議事 (1) デマンド型交通(運行車両)の愛称募集、選定について 【会長】事務局の説明を求める。 【事務局】資料No.1(デマンド型交通(運行車両)の愛称募集、選定について)に沿って募集期間、募集方法、選定方法等について説明。 【会長】既に他の自治体等で採用されている愛称や、愛称としてふさわしくないものなども集まる可能性があるが、全てを審査対象とするのか。 【事務局】事務局で商標登録調査等を行った上で、極端に長い愛称などは除外した形での集計一覧表を作成する。それをもって審査していただきたいと考えている。 【会長】了解した。それ以外に質問はあるか。 【委員】(質問なし) 【会長】愛称募集、選定について事務局案によって進めてよろしいか伺う。 【委員】(異議なし) 【会長】それでは資料No.1(デマンド型交通(運行車両)の愛称募集、選定について)のスケジュールに沿って進めていただくようお願いしたい。</p> (2) 運営項目について 【会長】第1回地域公共交通会議での意見を踏まえ、運営方針における「運行方式」から「計画期間」までの全13項目について協議し、運行計画を取りまとめる形でよろしいか伺う。	

【委員】（了承）

【会長】まず、13の運営項目を取りまとめるにあたっての市の考え方について、事務局の説明を求める。

【事務局】①今回の運営方針の取りまとめに当たり、市の考え方のベースとなっている資料No.4「東久留米市地域公共交通の充実に向けた検討プロジェクトチーム報告書」について説明。

②資料No.2（運営項目の考え方について）の1,2頁に基づき、本運。平成28年5月に設置された「東久留米市地域公共交通の充実に向けた検討プロジェクトチーム」より示された、8つの提言について説明。

【8つの提言】

提言1 まちづくりにおける効果的な施策の実施について

提言2 道路整備に合わせた新規バス路線の開設要望について

提言3 タクシー初乗り運賃の引き下げ要望について

提言4 公共交通空白地域の解消について

提言5 子育て世帯・高齢者対策について

提言6 障害者、要介護者対策について

提言7 デマンド型交通の導入について

提言8 地域公共交通の充実に向けた中・長期の方向性について

【会長】質問はあるか。

【委員】（質問なし）

【会長】続いて、会議を効率よく進めるため、関連する運営項目は一括議題として議論に入りたいと考えているが、いかがが。

【委員】（了承）

【会長】関連する運営項目のまとめ方について説明を事務局の説明を求める。

【事務局】資料No.5（関連する運営項目のまとめ方）沿って説明。

（運営方針内の項目）

（まとめた運営項目）

2. 登録できる方
3. 利用できる方

1. 登録できる方
利用できる方

1. 運行方式
8. 車両・台数

2. 運行方式
車両・台数

5. 運行エリア
6. 運行形態
7. 共通乗降場

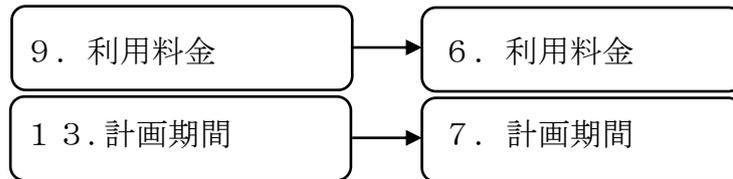
3. 運行エリア
運行形態
共通乗降場

10. 運行日
11. 運行時間
12. 予約受付時間等

4. 運行日
運行時間
予約受付時間等

4. 利用方法

5. 利用方法



【会 長】 運営項目全13項目を7項目にまとめ、議論に入ってよろしいか、委員の皆様伺いたい。

【委 員】 (異議なし)

【会 長】 それでは、そのように進めさせていただく。それでは【1. 登録できる方、利用できる方】の考え方について、事務局の説明を求める。

【事務局】 資料No. 2 (運営項目の考え方について) の3頁に沿って説明。
提言5に基づき、子育て世帯や高齢者を登録できる方とした。
対象年齢の考え方

・70歳以上の方

一般社団法人東京バス協会の発行する「東京都シルバーパス」の対象年齢に合わせたもの

・妊婦の方、0～3歳児

わくわく健康プラザにおける定期健診受信者を対象

利用できる方としては、登録者本人と、登録者と同乗する方、これは登録者の介助者・保護者・同一世帯の方を想定。なお、小学生以下のみでの利用はできないものとしている。

また、登録者と同乗する方は、登録者と同一の乗降場でしか乗り降りができないとし、あくまでも同じ場所へ行く際の移動手段としてご利用いただきたいと考えている。

【会 長】 質問はあるか。

【委 員】 0～3歳児等の登録者は、年齢要件を満たさなくなった場合に市側で登録を外すのか。

【事務局】 そのような形となる。

【委 員】 登録できる方と利用できる方について、一定の制限があるが、これは何に基づいてそうしたのか。

【事務局】 資料No. 4 (東久留米市地域公共交通の充実に向けたプロジェクトチーム報告書) 内の提言5「子育て世帯・高齢者対策について」に基づいている。

【会 長】 個人の見解としては、最近免許返納が話題となっているが、返納者は基本的に70代後半から80代の方が多い。また、シルバーパスの関連もあることから、70歳以上から利用できるということは妥当であるかと考える。その他、質問等あるか。

【委 員】 (質問なし)

【会 長】 事務局案の通り決定してよろしいか。

【委 員】 (異議なし)

【会 長】 それでは、本件については、原案の通り取りまとめいただきたい。

続いて、【2. 運行方式、車両・台数】の考え方について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料No. 2 (運営項目の考え方について) の4, 5頁に沿って説明。

運行方式の考え方は、提言7に基づき、市財政を圧迫しないサービス水準を満たすことに留意したものである。

運行方式には乗合方式と非乗合方式があるが、他市の実績率を参考に、東久留米市における1日当たりの利用者は53人と予測し、30分で1運行とした場合、1台の1日あたりの運行数は8時間×2本の16運行となる。

この条件を基に、両方式による必要車両台数を計算すると、非乗合方式では車両が4台必要となるが、乗合方式であれば3台でも、乗合率が1.1と混み合うことなく輸送が可能であることから乗合方式としている。

車両については、10人乗り、ワゴンタイプのジャンボタクシーを予定している。10人乗りの車両にした理由は、「わくわく健康プラザ」において乳幼児健康診が実施されており、提言5にあります子育て世帯の移動支援を考えた際に、1回の検診で5～60名が対象であることと、受付時間は1時間程度となっていることから、多くの方に利用いただけるようにこの車両としている。

車両については、一般車両の導入を予定。

理由としては、リフト付車両などを導入している福祉有償運送の実施団体の圧迫を避けるという事が挙げられる。また提言6に基づき、福祉事業との重複を避けるように進めたいと考えている。

【会長】 質問はあるか。

【委員】 利用予測を53人としているが、何か根拠はあるのか。

【事務局】 既にデマンド型交通を実施している他市の実績を参考にした。

【会長】 1台で運行すると、最大で乗せることができる人数が1日当たり24人程度と聞いたことがある。実際に運行が始まった場合には、市に乗合率が上がるような施策を市が検討していく必要があるかと思う。その他質問はあるか。

【委員】 (質問なし)

【会長】 事務局案の通り決定してよろしいか。

【委員】 (異議なし)

【会長】 それでは、本件については、原案の通り取りまとめいただきたい。続いて、【3. 運行エリア、運行形態、共通乗降場】の考え方について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料No. 2 (運営項目の考え方について) の6頁に沿って説明。運行エリアは東久留米市内及び隣接市の公立病院である公立昭和病院と多摩北部医療センターを対象として考えている。これは提言4に基づき、市域全体を対象にするとともに、提言5に基づき、子育て世帯に着目したものである。

近隣には4つの公立病院等があるが、その中で、子育て世帯への支援の充実を図るため、小児科のある公立病院2カ所(公立昭和病院、多摩北部医療センター)を運行エリアに加えてまいりたいと考えている。

【会長】 質問はあるか。

【委員】 共通乗降場に上屋等を設置する際は道路法24条及び32条の申請が必要になり得ることをご留意いただきたい。

また、共通乗降場の設置については、交差点付近や見通しの悪い場所等を避けるようにしていただきたい。デマンド型交通の共通乗降場は、こういった目印を設置する予定か。

【事務局】現在のところ、道路利用者の通行の支障とならないように、路面シートによる標示を検討している。

【委員】この共通乗降場を設置することで、利用対象者にとっての公共交通空白地域は減るのか。

【事務局】自宅まで向かうことにより、本デマンド型交通の利用対象者については、公共交通空白地域は基本的に解消するものと考えている。

【委員】了解した。また本事業の発表の仕方や周知方法についても工夫が必要だと考えるので、検討願いたい。

【事務局】承知した。

【会長】市民への周知については公平性にご留意いただきたい。5年間でどのように周知していくか、検討していただきたい。
その他質問はあるか。

【委員】(質問なし)

【会長】事務局案の通り決定してよろしいか。

【委員】(異議なし)

【会長】それでは、本件については、原案の通り取りまとめいただきたい。
続いて、【4. 運行日、運行時間、予約受付時間等】の考え方について事務局の説明を求める。

【事務局】資料 No. 2 (運営項目の考え方について) の7頁に沿って説明。
提言7に基づき、市財政を圧迫しないサービス水準を満たすことに留意し、運行日は月～金曜日の平日のみ、土日祝、年末年始は運休と考えている。

運行日を平日のみとする理由は、利用対象者の8割以上は高齢者の方であり、移動目的地である行政サービス施設や公立病院等も通常は平日での利用が多いと考えられるためである。

運行時間は午前9時から午後5時までと考えている。

これは午前9時に車両が営業所を出発し、午後5時までに目的地へ到着する時間までである。

運行時間については、一部議員より、運行開始時間を早めてほしいといったご意見も見られたが、通勤・通学等の利用者が多いと考えられる午前9時以前や、午後5時以降の運行は各交通事業者に対する民業圧迫となりうり、他の交通モードとの棲み分けを行う必要があると考えたものである。

予約受付時間は運行時間と同様に午前9時から午後5時までとし、予約の受付は利用の1週間前から利用当日の1時間前までと考えている。また、午前10時までに乗車を希望される場合は、前日までに予約をしてもらう形で考えている。

【会長】現段階で実施する内容としては問題ないが、将来的に運行日や時間帯について検討する必要があると考える。何か質問はあるか。

【委員】運行時間は午前9時から午後5時までとしているが、公共施設の開庁時間に合わせて運行したり、公共交通空白地域内の乗降場に向け

て運行時間を延ばしたりすることも考えられると思うが、いかがか。

【事務局】 まずは実験運行を開始させて頂き、実験運行開始後の利用者等の意向把握に努めた上で、見直しが必要であれば地域公共交通会議に諮ってまいりたいと考えている。

【会長】 その他質問はあるか。

【委員】 (質問なし)

【会長】 事務局案の通り決定してよろしいか。

【委員】 (異議なし)

【会長】 それでは、本件については、原案の通り取りまとめいただきたい。続いて、【5. 利用方法】の考え方について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料 No. 2 (運営項目の考え方について) の8頁に沿って説明。効率的に配車・運行を行うため、デマンド型交通の運行システムを導入する予定である。まず、利用者の方より利用登録申請書を提出いただき、市で申請の内容を調査します。問題なければ市より運行事業者へ申請書をお渡しし、市では利用登録証の発行、運行事業者にはシステムへのデータ入力を行っていただく予定である。利用者の方は、利用登録証がお手元に届いてから予約することが出来るようになる。

利用する際には、利用者が予約専用ダイヤルに直接電話をかけ、予約するものとする。この時、登録者氏名又は登録番号、利用日時、出発地と目的地、利用人数、希望出発時刻又は希望到着時刻を伝え、運行事業者で配車、運行し、乗客から運賃を収受する。乗車に当たっては利用登録証の提示が必要と考えている。

なお、乗降に際して、運転手による介助は行わないものとしている。

【会長】 質問はあるか。

【委員】 (質問なし)

【会長】 事務局案の通り決定してよろしいか。

【委員】 (異議なし)

【会長】 それでは、本件については、原案の通り取りまとめいただきたい。続いて、【6. 利用料金】の考え方について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料 No. 2 (運営項目の考え方について) の9頁に沿って説明。利用料金は1人1回500円程度、小学生までは無料として考えている。

また、予約時の有料利用者2名以上での利用は1人1回300円程度と考えている。この適用は、同一地点での乗車に限る形である。

料金の支払いは、乗車時現金前払い制を考えている。なお、時間指定の予約料金は発生しない。

次に、均一運賃とした理由としては、本市は南北に3km、東西に5km程度と運行エリアが広くないことと、運賃計算を不要とすることで、利用者に簡便かつ、運転手にも運賃収受の負担を軽減させるためとしたものである。

利用料金の設定理由は、デマンド型交通は自宅から共通乗降場(または共通乗降場間)の行き来を可能にするものであるため、利用料金はバス停間を行き来するバスよりも高く、ドアツードアの移動が出来るタクシーより安く、両者の中間値程度と考えた。

設定条件として、乗車距離は平成29年度多摩地区タクシー輸送実績3.3kmというところから、1乗車3kmと想定し、1名で3kmの移動を行うときは、概算であるが、バスが200円、タクシーが1,000円

こちらの中間値として、600円程度となる。

2名で3kmの移動を行うと、バスは200円×2名＝400円、タクシーは変わらずに1,000円である。

上記の中間値として、700円程度となり、これを2で割ると350円程度となる。この中間値より、少し安くなるように設定し、1名で乗車した場合は500円、2名以上のグループで同時に乗車した場合は300円として設定した。

【会長】 質問はあるか。

【委員】 他市の利用料金の事例はいかがか。

【事務局】 自治体名と利用料金について説明。
300～500円程度である。

【会長】 他自治体でもバスとタクシーの中間程度という観点で設定しているところが多く、妥当かと思われる。他に質問はあるか。

【委員】 (質問なし)

【会長】 事務局案の通り決定してよろしいか。

【委員】 (異議なし)

【会長】 それでは、本件については、原案の通り取りまとめいただきたい。
続いて、【7. 計画期間】の考え方について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料No.2(運営項目の考え方について)の10頁に沿って説明。
計画期間については、提言1、8に基づき、実験運行の開始から5年程度としている。また、計画期間の中で判断すべき指標に基づいた検証を行い、廃止、継続、または新たな施策を展開するか検討していくものとしている。愛称も募集して市民の生活の足として走らせたものであることから、実験運行を継続する中で、利用実績や利用者等の意向把握に努めたうえで、より良いデマンド型交通とするための見直しを行っていきたいと考えている。

【会長】 質問はあるか。

【委員】 (質問なし)

【会長】 質問がないという事で、私の方から今後の進め方について、事務局へ申し上げたい。まず今後の実験運行を進めていくにあたり、どのような形で動いていくのか、具現化していく必要があると考える。それとともに、利用ニーズや対象から外れている方の声を吸い上げていく必要がある。また、全体の期間やスケジュール感も見つつ、運営項目を変更する際には国土交通省関東地方整備局東京運輸支局とも調整いただきたい。

今後は利用者、対象者、利用施設等を整理し会議に報告いただきたい。また、運行開始に向けて、現在事務局では周知をどのような方法で行うか、イメージを明らかにしていただきたいが可能か。

【事務局】 次回の会議に、事務局で考えている周知の方法や、デマンド型交通に関するお知らせを資料として用意する。

【会長】 その他、質問はあるか。

【委員】（質問なし）

【会長】事務局案の通り決定してよろしいか。

【委員】（異議なし）

【会長】それでは全項目について、原案の通りとし、事務局に、次回までに東久留米市デマンド型交通の運行計画として取りまとめいただきたい。

【事務局】了解した。

次第4 その他

次回の議事と会議の日程連絡を行う。

議事：「運行計画の決定について」

「東久留米駅西口、東口の乗降箇所について」

開催日時：令和元年7月31日（水）午後2時から

次第5 閉会

閉会：午前11時50分

以上